

大阪府共募※事務局情報※No.186

(2018.07.09)

「平成30年米原市竜巻災害義援金」の募集について

1 趣 旨

平成30年6月29日に滋賀県米原市において発生した竜巻と推定される突風により被害を受けた方を支援するため義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会においても義援金募集を行うこととします。

2 義援金の名称

平成30年米原市竜巻災害義援金

3 受付期間

平成30年7月6日(金)から平成30年9月28日(金)まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
滋賀銀行 県庁支店	(普)523370	社会福祉法人滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	00980-4-195808	滋賀県共同募金会米原市竜巻災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外のお金からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしていません。

5 義援金の配分について

義援金については、「平成30年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

6 領収書の発行

義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、滋賀県共同募金会までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。

7 問い合わせ先

社会福祉法人滋賀県共同募金会

〒520-0044

滋賀県大津市京町4-3-28

滋賀県厚生会館内

電話:077-522-4304

FAX:077-522-4375

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「平成30年米原市竜巻災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から被災県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「平成30年米原市竜巻災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記の経理区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。